

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.13

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成26年度

<p>支援の名称</p>	<p>帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進 (災害時拠点強靱化緊急促進事業)</p>
<p>制度の 趣旨・背景</p>	<p>南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する制度です。</p>
<p>制度の 内容</p>	<p>■補助対象・補助率 帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽や防災井戸等の整備に要する費用（掛かり増し費用）について、民間事業者の負担を求めず、国と地方公共団体が負担することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が整備主体の場合 国：2/3、地方公共団体：1/3 ・地方公共団体が整備主体の場合 国：1/2、地方公共団体：1/2 <p>■対象となる取組</p> <p>1. 一時滞在施設の整備 主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等 ・対象地域：都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域、国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域、その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域 <p>2. 災害拠点病院等の整備 大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院等の整備を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設：都道府県が指定する災害拠点病院及び災害拠点精神科病院 ・対象地域：全国 <p>○1、2の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当） ・自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等
<p>対象と なる方</p>	<p>地方公共団体又は民間事業者等の一時滞在施設又は災害拠点病院等を整備する者</p>
<p>問い合わせ 先など</p>	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地再開発係 TEL：03-5253-8111（内線 39-654）</p> <p>■関連 URL ・災害時拠点強靱化緊急促進事業 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000045.html</p>